

国立公園事業の決定等取扱要領

各地方環境事務所長等宛 自然環境局長通知
制定 令和4年4月1日 環自国発第22040110号

自然公園法(昭和32年法律第161号。以下「法」という。)第9条に基づく国立公園事業の決定、廃止及び変更(以下「決定等」という。)に関しては、法、自然公園法施行令(昭和32年政令第298号。以下「令」という。)の規定によるもののほか、この要領の定めるところによる。

- 第1 国立公園事業の決定により定める事項
- 第2 審議会への諮問の頻度
- 第3 審議会への諮問に係る手続
- 第4 国立公園事業の決定等の要件等
- 第5 国立公園事業の決定書等の作成
- 第6 審議会への諮問を要しない国立公園事業の決定等
- 第7 協議会による国立公園事業の決定等の提案
- 第8 国立公園事業の決定等の公示
- 別添1 決定すべき国立公園事業の位置及び規模
- 別添2 国立公園事業の決定書等作成要領
- 別添3 国立公園事業の決定調書作成要領

第1 国立公園事業の決定により定める事項

国立公園事業の決定に当たっては、風致景観の保護に留意しつつ、適正な国立公園利用を推進することを目的として、公園計画に基づき執行される国立公園事業の種類、位置及び規模等の整備すべき公園施設の大綱を定めるものとする。

第2 審議会への諮問の頻度

国立公園事業の決定等について中央環境審議会(以下「審議会」という。)への諮問は、原則として年2回行うこととする。

第3 審議会への諮問に係る手続

1 地方環境事務所長による国立公園課長宛ての具申

地方環境事務所長(釧路、信越及び沖縄奄美自然環境事務所長を含む。以下同じ。)による国立公園事業の決定等の自然環境局国立公園課長(以下「国立公園課長」という。)宛ての具申までの手続は、以下のとおりとする。

- (1)国立公園事業の決定書、廃止書又は変更書(以下「決定書等」という。)の案は、原則として地方環境事務所長が作成し、関係法定受託事務実施都県自然保護主管課の意見を聴取した上で、審議会の日程を踏まえて自然環境局国立公園課(以下「国立公園課」という。)から別途指示する期日までに国立公園課長宛てに具申すること。ただし、第6に掲げる審議会への諮問を要しないもの又は緊急に対応を要するものについてはこの限りではない。
- (2)具申に当たっては、原則として別紙様式の「国立公園事業の決定、廃止及び変更案件名一覧表」及び案件ごとに作成した決定書等の案並びに調書について、国立公園課宛てに電子データにより送付すること。決定書等の案については、「国立公園業務管理システム」によって作成したものによること。
- (3)具申に当たっては、以下の点に留意すること。
 - ア 大規模な施設の整備等により国立公園の風致景観の維持上の支障が懸念される案件については、具申する前にあらかじめ国立公園課と十分に調整を図ること。
 - イ 既に決定されている国立公園事業のうち、位置及び規模等が明確にされていないものについて、決定すべき施設の規模が増加すると認められる場合には、原則として国立公

園事業の決定事項の変更を行うことにより、当該国立公園事業の位置及び規模等を明確にすること。

ただし、既に事業地及び施設の規模が定められている国立公園事業において、所定様式の図面の添付のみによって事業地の明確化を行う場合は、国立公園事業の変更を必要とせず、副図として当該図面を備えておくことにより事業地の明確化を図ること。

2 審議会の開催

地方環境事務所長の具申を踏まえ、国立公園課長は審議会への諮問及び審議会の開催に係る事務等を行う。審議会の開催に当たっては、地方環境事務所（釧路、信越及び沖縄奄美自然環境事務所を含む。以下同じ。）は具申した案件に係る補足説明等の必要な協力を行うものとする。

第4 国立公園事業の決定等の要件等

国立公園事業の決定等については、次に掲げる要件に適合しなければならない。

- (1)国立公園事業の内容が公園計画に適合していること。
- (2)国立公園事業の内容が風致景観の保護上支障のないこと。
- (3)国立公園事業の執行の見込みがあること。

なお、(1)の審査のうち、集団施設地区における国立公園事業の決定等に当たっては、具体的な配置等が、公園計画で定められた整備計画区ごとの整備方針についても適合しなければならないため、その点に留意すること。また、大規模な施設の整備等により風致景観上の支障が懸念される案件については、第3の1(3)アの国立公園課との事前調整も踏まえつつ、事前に十分な時間的余裕をもって環境影響評価調査を実施し、国立公園事業の決定の適否を判断するとともに自然環境保全のための対策を十分に講じることとする。

第5 国立公園事業の決定書等の作成

1 決定すべき国立公園事業の位置及び規模

決定すべき国立公園事業の位置及び規模は、別添1「決定すべき国立公園事業の位置及び規模」に定めるところにより決定するものとする。

2 決定書等の作成

国立公園事業の決定等に当たっては、別添2「国立公園事業の決定書等作成要領」に定めるところにより、決定書等（添付図面を含む）を作成するものとする。

3 事業決定調書の作成

国立公園事業の決定等に当たっては、別添3「国立公園事業の決定調書作成要領」に基づき、次の事項に関する事業決定調書を作成するものとする。

- (1)国立公園事業の位置及びその周辺地域の現況
- (2)整備すべき公園施設の内容
- (3)環境影響予測及び自然環境保全のための対策

第6 審議会への諮問を要しない国立公園事業の決定等

- 1 法第9条第1項により、公園事業の決定等のうち審議会が軽微と認めるものについては、審議会の意見を聴くことを要しないこととされている。対象となる公園事業の決定等については、「審議会の意見を聴くことを要しない軽微な国立公園事業の決定等について（令和4年4月1日中央環境審議会自然環境部会自然公園等小委員会決定）」において定められており、国立公園事業の決定、変更又は廃止のうち、新たな開発行為が伴わない国立公園の事業決定等については、原則として審議会への諮問を要しないこととされ、具体的には、既に決定されている国立公園事業を分割・統合して新たな国立公園事業として位置づけし直す場合、既存施設を新たに国立公園事業として位置付ける場合、既存の国立公園事業施設の位置又は規模等の現状に合わせて、当該国立公園事業の位置又は規模等を変更する場合、国立公園事業を廃止する場合等が該当する。
- 2 審議会の諮問を要するかどうかの該当に関して疑義がある場合には、あらかじめ国立公園課と調整を図ること。
- 3 審議会への諮問を要しない国立公園の事業決定等の具申については、別途指示する期日までに国立公園課長宛てに具申すること。具申については第3 1(2)及び(3)の手続と同様に、取り扱うこととする。

- 4 なお、審議会への諮問を要しない国立公園の事業決定等に該当する場合であっても、国立公園事業の決定等に当たり国立公園の保護又は利用上必要と認められる場合には、審議会に諮問することができる。この場合における審議会への諮問については第3に掲げる手続と同様に取り扱うこととする。

第7 協議会による国立公園事業の決定等の提案

法第16条の2第1項に規定する協議会（以下「協議会」という。）による法第9条の2第1項に規定する国立公園事業の決定等の提案については、以下のとおり取り扱うこととする。

- (1)協議会による国立公園事業の決定又は変更の提案は、地方環境事務所にて受け付ける。提案に当たっては、以下の書類の提出を求めるものとする。

ア 提案書（協議会を組織した市町村又は都道府県、協議会の名称、協議会の構成員の氏名又は名称、提案の理由を記載する）

イ 提案に係る国立公園事業の素案（国立公園事業の決定書等に準じて作成する）

ウ 提案に係る国立公園事業の決定又は変更の図面（国立公園事業の決定書等に準じて作成する）

- (2)地方環境事務所は、提案の内容を踏まえて必要があると認めるときは、以下の書類の追加提出を求めるものとする。

ア 当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況又は特質

イ 当該提案に係る国立公園の利用の状況

- (3)地方環境事務所長は、提案の内容を踏まえて国立公園事業の決定等の必要性を検討し、決定等をする必要があると判断したときは、第3に掲げる手順と同様に、国立公園課長宛てに具申することとする。

- (4)地方環境事務所は、提案の内容を踏まえて国立公園事業の決定等をする必要がないと判断したときは、その旨の意見を付して、速やかに国立公園課に報告するものとする。国立公園課は、提案の内容を踏まえて国立公園事業の決定等をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知するものとする。

- (5)なお、協議会による提案の内容は法第9条の2第1項の規定のとおり利用拠点整備改善計画の作成のために必要なものに限定され、具体的には利用拠点における新たな国立公園事業の決定や国立公園事業の位置や規模の変更等が想定される。

第8 国立公園事業の決定等の公示

法第9条第3項及び第5項の規定による国立公園事業の決定等の公示は官報への掲載により行うこととし、官報への掲載すべき事項は決定等をする内容のうち、国立公園事業の名称、種類及び位置とする。

(別添1)

決定すべき国立公園事業の位置及び規模

決定すべき国立公園事業の位置及び規模は、国立公園事業の種類ごとに、「決定すべき国立公園事業の位置及び規模一覧表」のとおりとする。

なお、国立公園事業の位置及び規模は、国立公園の利用動向、利用上の必要性及び風致景観上の支障の程度等を考慮して適正なものとするとともに、決定に当たっては下記の事項に留意することとする。

記

1 国立公園事業の位置について

国立公園事業の位置については、原則として事業執行が見込まれる路線、区域又は位置について決定することとする。ただし、各公園施設が近接して不連続に分布する場合は、介在する事業執行が当面見込まれていない路線又は区域を含めて国立公園事業の位置とみなすことができるものとする。

2 取付け道路について

各施設への取付け道路は、施設の規模として算入することを省略することができるものとする。

3 路線について

(1) 計画路線の一部について決定する場合は、利用上のまとまりを考慮して決定する路線を定める。

(2) 路線距離は、実延長距離とする。

(3) 路線距離は枝線距離を含めて決定する。

(4) 各々の路線距離が 0.5 km未滿の枝線に係る起終点の決定及び路線図上の路線表示は省略することができる。

また、複数の枝線を有する道路については、中心的な路線をもって起終点の決定及び路線図上の路線表示を行う。

4 区域について

(1) 園路等の線的施設の敷地については、区域面積に算入することを省略できる。

(2) 園路等の線的施設が高密度で整備される地区については、当該公園施設敷間に介在する当該公園施設敷以外の土地も含めて、区域とみなすことができる。

(3) 水泳場、舟遊場、係留施設等に係る水域の区域面積は、施設の占用許可面積等を基に算定する。水泳場及び舟遊場に係る利用水面の範囲は含まず、施設の占用許可面積等のみとする。

(4) 給水施設又は排水処理施設の区域面積は、給水又は排水処理対象区域面積を基に算定する。

5 最大宿泊者数について

最大宿泊者数は次に掲げる指標を参考に、公園利用の快適性の確保及び環境保全上の制約の観点から定めることとする。当該地域の公園利用上の特性や自然環境の状況を踏まえたその他の指標を参考に定めることも可とする。

(1) 和室の場合、寝室たる客室について畳 2 帖につき 1 人、洋室の場合、ダブルベッドは 2 人、ツインベッドは 2 人、シングルベッドは 1 人を目安として計算する。ただし、山小屋及びコテージについては、寝室たる客室について畳 1 帖につき 1 人を目安とする。

また、テントサイトの場合は 30 m²につき 1 人を目安として計算する。ただし、山岳地等においてはこの限りではない。

(2) 宿泊利用者数に対する上水の供給能力及び下水の処理能力、公園施設敷の限界等、環境保全上の制約条件等がある場合は、それらを考慮して最大宿泊者数を定める。

6 付帯施設の包括について

各施設は、令第 1 条に掲げる施設であって、当該施設に付帯し、かつ機能的に密接な関係にある他の施設であるところの付帯施設（以下「付帯施設」という。）を包括した国立公園事業として、決定することができるものとする。

なお、最大宿泊者数、区域面積を定めるとしていない事業において、野営場事業を付帯施設とする場合には、原則として別途最大宿泊者数、区域面積を定めることとする（当該事業に含めることができる付帯施設の一覧及び留意点については国立公園事業執行等取扱要領（令和 4 年 4 月 1 日付け環自国発第 22040111 号自然環境局長通知）別添 3 を参照。）。

ただし、宿舎を他の施設に包括することはできないものとする。

決定すべき国立公園事業の位置及び規模一覧表

国立公園事業の種類	国立公園事業の位置 (添付図面)	国立公園事業の規模(単位)
道路(車道)	路線(路線図)	路線距離(km)・有効幅員(m)
道路(自転車道)	路線(路線図)	路線距離(km)
道路(歩道)	路線(路線図)	路線距離(km)
橋	路線(路線図)	路線距離(km)
広場	区域(区域図)	区域面積(ha)(野営場を付帯する場合 最大宿泊者数(人/日))
園地	区域(区域図)	区域面積(ha)(野営場を付帯する場合 最大宿泊者数(人/日))
宿舎	区域(区域図)	区域面積(ha)・最大宿泊者数(人/日)
避難小屋	位置(位置図)	箇所数(箇所)(野営場を付帯する場合 最大宿泊者数(人/日)・区域面積(m ²))
休憩所	区域(区域図)	区域面積(ha)
展望施設	区域(区域図)	区域面積(ha)
案内所	区域(区域図)	区域面積(ha)
野営場	区域(区域図)	区域面積(ha)・最大宿泊者数(人/日)
運動場	区域(区域図)	区域面積(ha)
水泳場	区域(区域図)	区域面積(ha)
舟遊場	区域(区域図)	区域面積(ha)
スキー場	区域(区域図)	区域面積(ha)
スケート場	区域(区域図)	区域面積(ha)
乗馬施設	区域(区域図)	区域面積(ha)
車庫	区域(区域図)	区域面積(ha)
駐車場	区域(区域図)	区域面積(ha)
燃料等供給施設	区域(区域図)	区域面積(ha)
昇降機	位置(位置図)	箇所数(箇所)
自動車運送施設	路線(路線図)	路線距離(km)
自動車運送施設(専用自動車道の場合)	路線(路線図)	路線距離(km)・有効幅員(m)
自動車運送施設(単独施設的なものみの場合)	区域(区域図)	区域面積(ha)
船舶運送施設		
水上飛行機	路線(路線図)	路線距離(km)
鉄道運送施設	路線(路線図)	路線距離(km)
索道運送施設	路線(路線図)	路線距離(km)・最大輸送量(人/時)
	路線(路線図)	路線距離(km)・最大輸送量(人/時)
一般自動車道	路線(路線図)	区間距離(km)・幅員(m)
係留施設	区域(区域図)	区域面積(ha)
給水施設	区域(区域図)	区域面積(ha)・給水量(m ³ /日)
排水施設	区域(区域図)	区域面積(ha)・排水処理量(m ³ /日)
医療救急施設	区域(区域図)	区域面積(ha)

公衆浴場	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
公衆便所	位置 (位置図)	箇所数 (箇所)
汚物処理施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
博物館	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
植物園	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
動物園	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
水族館	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
博物展示施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
野外劇場	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
植生復元施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
動物繁殖施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
砂防施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
防火施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
自然再生施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)

(別添 2)

国立公園事業の決定書等作成要領

国立公園事業の決定書、廃止書及び変更書は、本要領の定めるところにより作成することとする。

- 1 国立公園事業の決定書（添付図面を含む。）は、様式 1 によることとする。
- 2 国立公園事業の廃止書（添付図面を含む。）は、様式 2 によることとする。
- 3 国立公園事業の変更書（添付図面を含む。）は、様式 3 及び様式 3 2 によることとする。

様式 1

国立公園
事業決定書

環境省告示第 号
年 月 日

事業決定事項	国立公園事業の 名称及び種類	
		[]
	国立公園事業の位置	
	国立公園事業の規模	
添付図面		

参考	公園 計画	施設計画	告示第 年 月 号 日
		規制計画	告示第 年 月 号 日
事業 備考	国立公園事業者 (予 定)		
	工	種	
	備	考	

添付図面

(区域を定めるもの)

(位置を定めるもの)

(路線を定めるもの)

1 決定書

(1) 国立公園事業の名称及び種類欄

名称は、道路等にあつては施設計画の路線名、園地等の単独施設等にあつては公園計画書記載の地名通称とする。ただし、集団施設地区にあつては、各集団施設地区の名称とする。

(2) 国立公園事業の位置欄

公園計画書の記載と同一とする。ただし、集団施設地区にあつては、当該集団施設地区名を地名通称又は起終点とする。

(3) 公園計画欄

施設計画の欄には、集団施設地区の場合、「集団施設地区」と記載する。

規制計画の欄には、特別保護地区、海域公園地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域、普通地域の順に、該当する地域地種区分を記載する。

(4) 告示年月日及び番号欄

規制計画の特別保護地区にあつては法第21条、海域公園地区にあつては法第22条、特別地域にあつては法第20条、普通地域にあつては法第5条、施設計画にあつては法第7条に係る告示年月日及び番号を記載する。

(5) 備考欄

- ・環境省直轄事業に該当する整備を含む場合は、施設整備計画の概要に関する記述の他に「環境省直轄事業」と記載する。
- ・公園計画の変更に伴う形式的な整理を内容とする案件の場合は、施設整備計画の概要を記載するかわりに、「公園計画の変更に伴う整理」と記載する。

2 添付図面（決定図）

(1) 使用地図及び規格

原則として、国土地理院発行の縮尺1/25,000の地形図を使用する。規格は日本産業規格（JIS）A4とするが、表示しきれない場合はA3とする。（複数枚にわたっても可）

(2) 表示方法

- ・路線を定めるものにあつては、該当路線を実線で表示し、起終点を明らかにする。集団施設地区内の道路等の枝線が多くて表示が困難な路線は、代表的な路線をもって表示する。
- ・区域を定めるものにあつては、該当区域の区域線を表示し、必要に応じてその線種を明らかにする。なお、区域面積が5ha未満のものについては、該当位置に直径10mmの円を表示することで区域線の表示に代えることができるものとする。
- ・位置を定めるものにあつては、該当位置に直径10mmの円を表示する。
- ・以上の方法で表示した国立公園事業の位置に事業の名称及び種類を明記する。

様式 2

国立公園
事業廃止書

環境省告示第 年 月 日 号

事業 廃止 事項	国立公園事業の 名称及び種類	
	国立公園事業の位置	[]
	国立公園事業の規模	
	添付図面	

参 考 事 項	公 園 計 画	施 設 計 画	告示第 年 月 日 号
	計 画	規 制 計 画	告示第 年 月 日 号
	備 考	事業決定（ 年 月 日 告示第 号 ） の廃止	

作成上の留意事項

1 記載方法

決定書にならって、記載する。

なお、備考欄には、廃止前の国立公園事業の決定の告示年月日の番号も記載する。数次にわたって変更されている場合には、直前の変更に係る告示年月日及び番号を記載する。

2 添付図面（廃止図）

決定書の添付図面（決定図）にならって、作成する。

様式 3

国立公園 事業変更書		環境省告示第 年 月 日 号	
事業 変更 事項		変更前	変更後
	国立公園事業の 名称及び種類		
		[]	[]
	国立公園事業の位置		
	国立公園事業の規模		
添付図面			

参 考 画	公 園 計 画	施 設 計 画	告示第 年 月 日 号
		規 制 計 画	告示第 年 月 日 号
事 項	国立公園事業者(予定)		
	工 種		
	備 考	事業決定(年 月 日 告示第 号) の変更	

作成上の留意事項

1 記載方法

決定書にならって、記載する。

なお、備考欄には、施設整備の概要のほか、変更前の国立公園事業の決定の告示年月日及び番号も記載する。数次にわたって変更されている場合には、直前の変更に係る告示年月日及び番号を記載する。

2 複数事業の統合

同一の計画で複数の国立公園事業の決定がなされているものを統合する等の変更を行う場合は、変更書の様式第3-2を使用することとする。

3 添付図面（変更図）

決定書の添付図面（決定図）にならって、作成する。

国立公園事業変更書

環 境 省 告 示 第 号
年 月 日

事業 変 更 事 項	変 更 前		変 更 後	
	国立公園事業の 名称及び種類 (告示年月日、番号)	国立公園事業の位置及び規模	国立公園事業の 名称及び種類	国立公園事業の位置及び規模
年月日 告示第号	[] [国立公園事業の規模]		[] [国立公園事業の規模]	
年月日 告示第号	[] [国立公園事業の規模]		[]	
年月日 告示第号	[] [国立公園事業の規模]		[国立公園事業の規模]	
添付図面		添付図面		

参 考 事 項	公 園 計 画	施設計画	年 月 日 告示第 号	
		規制計画	年 月 日 告示第 号	
国立公園事業者(予定)		備 考	事業決定(年 月 日 告示第 号、	
工 種			年 月 日 告示第 号及び 年 月 日 告示第 号)の変更	

(別添3)

国立公園事業の決定調書作成要領

国立公園事業の決定調書は、国立公園事業ごとに作成する。記載すべき項目は、次のとおりとする。

1 国立公園事業の位置及びその周辺地域の現況

(1)位置

国立公園事業の位置及び当該国立公園内の地理的位置関係

(併せて事業地の現況天然色写真(カラー写真)を添付すること)

(2)公園計画の現況

施設計画及び規制計画の内容(併せて公園計画図を添付すること)

(3)自然環境の現況

・事業地の地形、植生、主要な野生動植物の生息、生育現況等

・その他、必要に応じて特異な自然現象、水質等の環境保全上特記すべきもの

(4)土地所有者

事業地の土地所有者

(5)権利制限関係等

事業地に係る保安林、鳥獣保護区、文化財、砂防区域、総合保養地域整備法に基づく特定施設等の指定状況。(必要に応じて図面を添付)

(6)国立公園の保護又は利用の実態

<保護施設>

・当該事業の保護上の位置づけ

・事業地の利用者数及び主な利用形態

・当該市町村一帯の利用者数及び主な利用形態

・事業地の保護対象及び保護の状況

<利用施設>

・当該事業の利用上の位置づけ

・事業地の利用者数及び主な利用形態

・当該市町村一帯の利用者数及び主な利用形態

2 整備すべき施設の内容

(1)整備計画

・整備予定施設の基本計画図(整備計画の概略が容易にわかるもの)

・事業主体別の既存施設の種類及び規模、整備予定施設の種類及び規模(様式は次の表のとおり)

事業主体	現 行		変 更 後	
	公園施設の種別	規 模	公園施設の種別	規 模
1. (株)	ホテル 駐車場敷地	建築面積 3 千 m ² 収容力 1 千人 高さ 10m 1 ha 2 ha	変更なし	変更なし
2. (株)	ホテル 駐車場敷地	建築面積 2 千 m ² 収容力 1 千人 高さ 10m 1 ha 2 ha	ホテル 駐車場敷地	建築面積 4 千 m ² 収容力 2 千人 高さ 15m 2 ha 3 ha

計	区域面積	4 ha	区域面積	5 ha
	最大宿泊者数	2 千人	最大宿泊者数	3 千人
(事業決定すべき施設の規模の合計を記載する。)				

(2) 保護又は利用上の必要性及び効果

国立公園事業執行の必要性及び期待される公園保護又は利用上の効果。

3 環境影響予測及び自然環境保全のための対策

施設整備が自然環境等に与える影響の予測及びその影響を軽減させるための措置。

別紙様式

国立公園事業の決定、廃止及び変更案件名一覧表

地方環境事務所
(自然環境事務所)

番号	国立公園名	事業名	決定・廃止 ・変更の別	事業執行者 (予定)	備 考

作成上の留意事項

国立公園ごと（官制順）に決定、廃止、変更の順に記載する。また、各案件は、公園計画書の記載順に並べること。